

職員の研修について

1 公文書管理法

第 23 条 行政機関の長及び独立行政法人等は、それぞれ、当該行政機関又は当該独立行政法人等の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 他自治体における取扱い

ほとんどの自治体が法律と同じ規定を条例に設けている。

3 本区の方向性（案）

他自治体と同様、条例に職員の研修の規定を設けたらどうか。

また、文書管理に関して、必要な時にすぐ専門的・技術的な指導を仰げるような仕組み（常駐の専門職員）を構築することが望ましい。